

投票用紙等請求書兼宣誓書

私は、**第 51 回衆議院議員総選挙**、**最高裁判所裁判官国民審査**の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

以上、事実に相違ないことを誓い、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求いたします。

令和 8 年 月 日

〔請求者〕

丹波篠山市選挙管理委員会委員長 様

ふりがな		生年	明治		
氏名		月日	大正	年	月
現住所 (投票用紙等送付先)	(〒 -)	電話番号 () -	昭和		日
		携帯番号 () -	平成		
(在外)選挙人名簿に 記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記載してください。 丹波篠山市				

〔不在者投票事由〕

- ・ 仕事(家事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等を含む。)に従事
- ・ 上記以外の用事(旅行、買物、レジャー等)により、投票所のある区域の外に外出・滞在
- ・ 病気、負傷、出産、身体障害等により、歩行困難
- ・ 住所移転により、(在外)選挙人名簿の登録地以外の市区町村に居住
- ・ 天災又は悪天候により、投票所に到達困難

注意点

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙が交付できるのは 2 月 1 日(日)以降ですので、3種類(衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査)の投票用紙等を2月 1 日(日)以降にお送りします。お急ぎの方は、丹波篠山市選挙管理委員会(079-552-5116)までご相談ください。

〔投票用紙等の請求のしかた〕

- 1 請求書兼宣誓書の所定の欄に本人が自筆で必要事項を記入してください。印鑑は不要です。
- 2 記入を終えられましたら、丹波篠山市選挙管理委員会(〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41)へ請求してください。公示日以前でも構いません。
- 3 「投票用紙及び投票用封筒」がレターパックプラス等で滞在先に送られてきますので、投票用紙等に勝手に記入することなく、また、「不在者投票証明書在中」の封筒は開かないで、最寄りの市区町村の選挙管理委員会まで持参し、係員の指示にしたがって投票してください。(投票できる期間は 2 月 7 日(土)まで、時間は原則午前 8 時 30 分から午後 8 時ですが、異なる場合もありますので、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。)
- 4 滞在地等で投票された後、選挙人名簿に記載されている住所地の選挙管理委員会への投票用紙等の郵送に日数がかかりますので、できるだけ早めに投票を行うようにお願いします。(投票日当日の午後 8 時まで、その不在者投票が指定の投票所に到着する必要があります。)